

お客さま各位

不正口座利用防止のためのご協力をお願い

東京中央農業協同組合

当組合では、犯罪収益移転防止法に基づいたお客さまの取引時確認を徹底しております。

近年、社会問題となっております「オレオレ詐欺」、「架空請求」、「闇金融」をはじめとする振り込め詐欺等の犯罪行為に口座を不正に使用されることを未然に防止するために、下記につきましてご協力をお願いいたします。

記

- ・口座開設をする場合には、当組合の管内にご自宅もしくはお勤め先がある方で、最寄りの支店をお選びください。（ご自宅もしくはお勤め先が管内にない場合、また、最寄りの支店をお選びいただけなかった場合は、その理由をお伺いし、お申し込みをお断りする場合がございます。）
- ・法人のお客さまの口座開設については、原則、1週間後の開設とさせていただきます。
- ・勤務先と勤務先の住所を必ずご記入ください。（確認のため、勤務先へ電話等の方法で確認させていただく場合がございます。）
- ・携帯電話が連絡先の場合は、面前で届出の携帯番号にダイヤルし確認させていただきます。
- ・20歳未満の方は、保護者の方に連絡し確認させていただく場合がございます。
- ・犯罪利用の疑いがあると認められる貯金口座等については、お取引の停止等の措置を講ずる場合がございます。